

事業事前評価表

国際協力機構ガバナンス・平和構築部

平和構築室

1. 案件名（国名）

国名：コートジボワール共和国

案件名：（和名） 地方行政強化プロジェクト

（英名） The Project for Strengthening Local Administration

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における地方行政に関する開発実績の現状・課題及び本事業の位置付け

コートジボワール国では 2012 年以來、GDP 成長率平均 7%以上の高成長を実現、コロナ禍の影響を受けた 2020 年においても 2%のプラス成長を維持し、2021 年には再び 7%まで回復するなど経済の強靭さを示している。他方、中心都市アビジャンには、全人口の 20%以上、国全体の経済活動の約 80%が集中する一方で、北部や西部の国境および内陸地帯における貧困率は依然として 60%を超えているなど、地域間経済格差が課題となっている。

過去には 1999 年の軍事クーデターを発端とする内戦及び政治的混乱により、2011 年の現ワタラ政権誕生までの 10 年弱にわたり国土が事実上南北に分断された。反政府勢力が実効支配した北部では公共サービスが実質的に提供されなかった期間があり、地域間経済格差の拡大に繋がった。アビジャン中心の開発及びそれに起因する地域間格差や住民の不満は、過去に起きた内戦の直接の要因ではないものの、情勢の不安定化の要因となり得るため、地方における公共サービス提供能力の改善は国の安定のための重要課題であった。

係る状況を踏まえて、JICA はコートジボワール政府の要請により、2013 年 11 月から「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト」（以下、「PCN-CI フェーズ 1」という。）（2013 年 11 月～2017 年 4 月）を内戦の影響が残るベケ州で実施し、住民のニーズや客観的根拠に基づく 3 カ年計画策定、行政機関間の協働・調整メカニズム、行政と住民の協働メカニズム構築等、地方自治体による包摂的で公平な社会サービスを行うための手法を構築した（PCN-CI モデル）。さらに同技プロのフェーズ 2（2019 年 2 月～2024 年 2 月）では、ベケ州での成果の定着とともに、内戦の影響が残り、かつ国内外からの移民が居住する多民族地域であるオ・ササンドラ州でモデルの試行を行い、多民族地域でも適用できるインベントリ調査・プロセスの反映等により PCN-CI モデルを改善し、中央レベルにおいて法令化や他地域へ波及させる方法を検討す

るワーキンググループを設置する等、他地域へ展開するための基盤を構築した。改善されたモデルは、他地域への展開モデルとして“包摂的な地域開発モデル (Modèle du Développement Local Inclusif)” (以下、MODELI という) と名付けられた。

1

コートジボワール政府は、国家開発計画 (2021 年～2025 年) の中でも引き続き、6 つの柱の中で「包摂性の強化」「均衡のとれた地域開発」を重視し、インフラ開発や社会サービスへのアクセス向上を通じた地方開発と分権化の促進、経済成長の果実の地方への分配を目指している。コートジボワール政府は、この目的を達成するための手段として、地方自治体職員が地方開発のニーズを適切に把握したうえで、地域住民や中央からの出先機関と協力しながら、公共インフラ事業を計画・実施・管理する MODELI が引き続き有効であると判断し、MODELI の全国展開を目的として、「地方行政強化プロジェクト」を要請した。

なお、PCN-CI フェーズ 1 及びフェーズ 2 では教育と給水の 2 つのセクターのみを対象としており、他地域への展開にあたっては地方自治体の所掌となっている他セクターも含め、より MODELI を一般化し普及することがコートジボワール政府から要請されている。更に、自治体において MODELI の実施を促進するためには中央レベルのみならず州レベルにおいて MODELI に関する研修ができる講師陣を育成すること、州レベルで MODELI の実施促進・モニタリングをする機能が不可欠となっている。

(2) 平和構築セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の「対コートジボワール国別開発協力方針」(2018 年 3 月) の重点分野「安全で安定した社会の維持」において、行政機能等を改善し、住民に対する基礎的行政・社会サービス提供機能の強化を支援することが方針として掲げられている。また、JICA はコートジボワール国別分析ペーパー(2023 年 3 月)において、「安全で包摂的な社会の構築」を重点分野の一つにし、「包摂的で公平な社会サービスの改善」を協力の方針とすることを挙げている。さらに、JICA 課題別事業戦略「平和構築」グローバル・アジェンダにおいても包摂的で強靱な国・社会づくりの必要性が掲げられている。TICAD VIII において「持続可能な平和と安定の実現」の柱の下、紛争の根本的原因に対処するため、コミュニティの自立とレジリエンスを強化し、相互信頼に基づくコミュニティと政府との連携を強化する必要性が強調されているほか、全国規模で包摂的で公平なサービスの提供を目指すための人材育成を推進することで、最終的には持続可能な開発目標 (SDGs) 「16 公正平和かつ包摂的な社会」の推進への貢

¹ MODELI の定義 : MODELI は、地方自治体が地域住民や中央からの出先機関と協力して公共インフラを計画、実施、管理するための手法である。

献を目指している。

本事業は MODEL1 において重要な①コミュニティとの協働による地方自治体の公共サービス提供能力強化、②コミュニティのニーズに基づいた質の高いサービスの提供によるコミュニティと地方自治体間の信頼醸成を目指すものであること、また中長期的には、包摂的でバランスの取れた地域開発の促進基盤強化を目指すものであり、我が国及び JICA の協力方針に合致する。

(3) 他の援助機関の対応

北部地域のテロ対策及び脆弱性の軽減を目的とした「第二次政府社会開発計画」(2022-2024)を踏まえ、UNDP, UNICEF、世界銀行、AFD 等が、母子保健、教育、水・衛生、都市インフラ整備事業等を北部地域で実施している。

また、UNDP は JICA と連携し、ブルキナファソと国境を接する北部チヨロゴ州及びブンカニ州の 5 つの地方自治体において、「北部地域における地方政府社会インフラ改善計画」(2023 年～2025 年)を通じ、PCN-CI で構築した MODEL1 を活用して社会インフラ整備及び公共サービス提供にかかる地方自治体の能力強化支援を実施している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、コートジボワール全土において、公平性及び透明性に配慮した公共サービス提供のための MODEL1 手法を改善・確定し、モニタリングメカニズムを確立することにより、地方自治体による MODEL1 の活用を図り、もって質の高い公共サービスの提供に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

コートジボワール共和国全土

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：全国の州自治体の自治体の技術課職員、社会文化課職員、開発計画課職員、州自治体およびコミューンの事務局長、州の技術官庁地方出先機関職員

間接受益者：州自治体およびコミューンの職員（事務局長、技術、社会）、住民組織（COGES, CGPE など）

最終受益者：コートジボワール国民

(4) 総事業費（日本側）5.5 億円

(5) 事業実施期間 2024 年 7 月～2027 年 7 月を予定（計 36 か月間）

（６）事業実施体制

内務省地方分権化総局（DGDDL）を実施機関として、州自治体事務所、地方自治体（州自治体、コミューン）、中央の対象セクターの技術官庁及びその地方出先機関との調整を行う。

（７）投入（インプット）

１）日本側

- ① 専門家派遣（合計約 50-60 人月）：
 - ・ 総括／地方行政（計画）
 - ・ 副総括／地方行政（運営）
 - ・ 住民組織運営／社会調査／紛争予防配慮
 - ・ 行政制度／予算制度
 - ・ 研修管理
 - ・ データベース
 - ・ 業務調整／インベントリ調査
- ② 現地研修
- ③ ローカルコンサルタントの備上

２）コートジボワール国側

- ① カウンターパートの配置
- ② オフィススペースの提供（内務省、地方 3 カ所）
- ③ 現地研修経費（内部講師の謝金、旅費等）の提供

（８）他事業、他開発協力等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動

<無償資金協力>

・ 北部地域における地方政府社会インフラ改善計画（UNDP 連携）（2023 年 10 月 E/N） 国境地域で暴力的過激主義の影響により治安が悪化している北部の 2 州において、MODELI を活用した地方自治体の社会インフラ整備を UNDP との連携により実施する。州レベルへの研修や体制整備を技術協力プロジェクトで行い（遠隔や呼び寄せ等で対応）、その後の研修成果の自治体での実践や社会インフラ整備を本事業で実施する。これにより、JICA が治安により渡航制限のある地域においても、他ドナーとの連携により MODELI の展開を効果的に実施することが可能となる。

２）他の開発協力機関等の援助活動

2. (3) および 3. (8) 1) のとおり

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類 C
- ② カテゴリ分類の根拠

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

ジェンダー分類：対象外

(10) その他特記事項： 特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：地方自治体が MODEL1 を活用し質の高い社会サービスを提供する
指標 1：プロジェクト終了時点から追加の 40 自治体が MODEL1 による計画策定を開始する²

指標 2：すでに MODEL1 を計画策定に活用している 40 自治体が MODEL1 を活用し追加の活動³を実施する

(2) プロジェクト目標：地方自治体が MODEL1 を活用ようになる

指標 1：コートジボワールの全自治体の 3 分の 1 が MODEL1 を計画策定に活用し始める

(3) 成果

成果 1：MODEL1 が確立される

指標 1：MODEL1 のマニュアルが開発される

指標 2：MODEL1 に関する全国普及活動の参加者の 70% が MODEL1 手法の実施に向けた準備を行う。

² -インベントリー調査の準備のための計画が策定される。
-州のトレーナーによって自治体向けトレーニングが実施される。

³ 次のうち一つまたはそれ以上の活動が達成される。

-インベントリー調査の結果が 3 カ年計画に反映される。
-MODEL1 実施および（または）管理・維持のための研修実施
-MODEL1 活動のモニタリング実施

成果 2 : MODEL1 の実施促進を行う州モニタリング委員会が機能する

指標 1 : 全 232 地方自治体のうち 100 地方自治体が MODEL1 で活動を実施するための予算が確保されている

指標 2 : 州モニタリング委員会の 80%が公式化されている

指標 3 : 3 分 1 の州で州レベルのワークショップが開催される

成果 3 : MODEL1 の実施を促進するため、中央レベルから州レベルに対するモニタリングメカニズムが構築される

指標 1 : 各州の MODEL1 活動の実施状況に関するデータが収集されている

指標 2 : グッドプラクティスが収集されている

指標 3 : 中央レベルのナショナルトレーナーが 10 人以上養成されている

(4) 主な活動 :

成果 1 : MODEL1 が確立される

活動 1.1 : 地方自治体の現状に関する全国レベルでの調査を実施する

活動 1.2 : 教育・給水分野以外のセクターに関する調査を実施する

活動 1.3 : 普及戦略を見直す

活動 1.4 : マニュアル、ガイド、ツールを改善する

活動 1.5 : 全国普及活動を実施する (全国プロモーションツアー、スタディツアー、ARDICI、UVICOCI、知事団向けのセミナー開催など)

成果 2 : MODEL1 の実施促進を行う州モニタリング委員会が機能する

活動 2.1 : 各州にモニタリング委員会の設置を促進し、講師を選定する

活動 2.2 : 州モニタリング委員会のワークプラン作成を支援する

活動 2.3 : 講師研修を実施する

活動 2.4 : 州モニタリング委員会のワークプラン実施を支援する

活動 2.5 : 州モニタリング委員会の年次ワークショップ開催を支援する

成果 3 : MODEL1 の実施を促進するため、中央レベルから州レベルに対するモニタリングメカニズムが構築される

活動 3.1 : ナショナルモニタリング委員会を設置する

活動 3.2 : MODEL1 に関するナショナルトレーナーへの研修を実施する

活動 3.3 : 地方自治体の活動をモニタリングし技術的支援を提供する

活動 3.4 : 特定の州を集中的にモニタリングする

活動 3.5 : グッドプラクティスや情報を共有するナショナルフォーラムを開催する

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- 地方行政に関する国家政策が維持される

- 地方自治体の計画を実施するための予算が確保される
- (2) 外部条件
- 対象州の治安状況、社会政治状況が極度に悪化（専門家の首都からの退避が必要な状況になる等）しない

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

- フェーズ 2 の終了時評価では、他地域への展開を実施する上では MODEL1 の制度化が非常に重要であることから、内務省による制度化のための省令の早期の発出が提言された。また、先行しているベケ州及びオ・ササンドラ州を先行事例として活用するには内務省が 2 州の実績を継続的にモニタリングし、必要に応じ支援を行うことが提言された。

(2) 本事業への教訓

- MODEL1 の確立に向けた支援
 フェーズ 1 及びフェーズ 2 では教育と給水セクターにおける公平性、透明性に配慮した公共サービス提供のモデルを開発したが、本事業では、上記 2 セクターに加え適用可能なセクターを追加し、MODEL1 として集約させて全国の自治体の計画段階に定着させることを目指す。フェーズ 1、フェーズ 2 からの教訓を踏まえて、1)意思決定者への理解促進、2)MODEL1 の制度化、3)公式に承認された組織としての州モニタリング委員会の設立とその制度化、4)住民のニーズに基づいた計画策定能力の強化を通じて MODEL1 の普及を行う。

7. 評価結果

本事業はコートジボワール国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針に合致し、地方行政官の能力強化を通じて包摂的で透明性のある行政サービスの提供に資するものであり、社会の安定及び地域格差の縮小に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内 ベースライン調査

事業完了 3 年後 事後評価

以 上